

議案第76号

福岡市立保育所条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、幼児教育・保育の無償化に伴い、市立保育所の副食費の徴収に関し必要な事項を定める必要があるによる。

福岡市立保育所条例の一部を改正する条例

福岡市立保育所条例（昭和39年福岡市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（副食費）

第8条の2 第2条第1号の規定により入所した者のうち子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもの保護者からは、福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年福岡市条例第60号）第13条第4項第3号に規定する食事の提供に要する費用のうち副食の提供に係る食材料費の範囲内で規則で定める額の副食費を徴収する。

2 第2条第2号の規定により入所した者のうち満3歳以上のものの保護者からは、前項の満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費の額との均衡を考慮して規則で定める額の副食費を徴収する。

第9条第1項中「除く。）」の次に「及び副食費」を加える。

第10条の見出しを「（使用料等の減免）」に改め、同条中「除く。）」の次に「及び副食費」を加える。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。